

大曲戸町内会会則

(名称)

第1条 本会は、大曲戸町内会（以下「本会」という。）と称する。

(構成)

第2条 大曲戸町内に居住する全ての世帯を基礎として、第1班から第11班までの班編成を以って構成する。

(目的)

第3条 本会は、旧中之島町より長岡市に合併を機に、新たな地域を目指して次に定める事項を遵守することにより、地域環境の整備、伝統文化の継承など、住み良い安心できる町内会の構築に向けて運営を図ることを旨とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市委託管理事業
- (2) 市道等整備事業の促進
- (3) 祭礼（春季等）
- (4) 公民館事業
- (5) 側溝清掃
- (6) 自主防災会
- (7) ごみ箱、防犯灯管理
- (8) その他

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名、副会長 1名、会計 1名
- (2) 会長は総会にて選出し任期は2ケ年と定める。
- (3) 副会長は総会にて次期会長に選出された者とする。但し次期会長の選出がない場合は役員の内選とする。任期は1ケ年と定める。
- (4) 会計は役員の内選とする。任期は1ケ年と定める。
- (5) 役員は各班班長及び農家組合長の兼務とする（任期1ケ年）。なお、兼務できない場合は、班内及び農家組合内の協議にて選出する。
- (6) 途中で変更有る場合は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 総会は、年2回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会の議決は出席者の過半数の可否を以って決定することと定める。

(運営)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して運営及び本会を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、事故等ある時はこれを代行する。
- (3) 会計は会計及び庶務を担当し処理する。
- (4) 会長は、役員による役員会を以って企画、立案し、事業の推進及び支所業務の伝達など円滑な運営にあたる。
- (5) 役員会には地域の民生委員児童委員等の専門的な助言者に参加を求めることができる。
- (6) 会長の交代においては、運営に支障を来すことのないよう、事務引継書により会長業務の引継ぎを行う。

(経費)

第8条 本会の運営経費は次のとおりとする。

- (1) 各世帯からの会費
8月徴収(神社費、消防費同時徴収)
- (2) 市からの報奨金
- (3) 市からの事業補助金
- (4) その他

(弔事)

第9条 香典は世帯主に限り、5,000円とする。

(その他)

第10条 本会会則は必要に応じて総会にて改正することができる。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成23年4月16日から施行する。

(施行期日)

1 この会則は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この会則は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この会則は、令和5年4月23日から施行する。

備考

- 1 平成24年4月、(役員)第5条(4)「但し会長の出た班は、班長のみとする」を削除。
- 2 平成30年3月、(事業)第4条(1)(3)を文言整理で修正、(6)(8)を削除し
 (7)を(6)に、(9)(10)を(7)(8)とする。
 (役員)第5条(3)を修正し(3)と(4)とする。
 (経費)第8条(1)の班の標記を削除し、8月徴収で統一とする。
 (2)(3)の文言整理で修正。
- 3 令和5年4月、(役員)第5条(5)の役員に「農家組合長」を追記。
 (運営)第7条(1)(3)(4)を文言整理で修正、(5)、(6)を追加。

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 市委託管理事業</p> <p>(2) 市道等整備事業の促進</p> <p>(3) 祭礼(春季等)</p> <p>(4) ~ (5) 省略</p> <p>(6) 自主防災会</p> <p>(7) ごみ箱、防犯灯管理</p> <p>(8) その他</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 市委託管理事業(調整池)</p> <p>(2) 市道等整備事業の促進</p> <p>(3) 春季祭礼、秋季祭礼</p> <p>(4) ~ (5) 省略</p> <p>(6) 青色パトロール</p> <p>(7) 自主防災会</p> <p>(8) 講演会の開催</p> <p>(9) ごみ箱、防犯灯管理</p> <p>(10) その他</p>
<p>(役員)</p> <p>第5条 本会には次の役員を置く。</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) 副会長は総会にて次期会長に選出された者とする。但し次期会長の選出がない場合は役員相互選とする。任期は1ケ年と定める。</p> <p>(4) 会計は役員相互選とする。任期は1ケ年と定める。</p> <p>(5) 役員は各班班長の兼務とする(任期1ケ年)。なお、兼務できない場合は、班内協議にて選出する。</p> <p>(6) 途中で変更有る場合は前任者の残任期</p>	<p>(役員)</p> <p>第5条 本会には次の役員を置く。</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) 副会長、会計は役員相互選とする(任期1ケ年)</p> <p>(4) 役員は各班班長の兼務とする(任期1ケ年)。なお、兼務できない場合は、班内協議にて選出する。</p> <p>(5) 途中で変更有る場合は前任者の残任期とする。</p>

<p>間とする。</p>	
<p>(経費)</p> <p>第8条 本会の運営経費は次のとおりとする。</p> <p>(1) 各世帯からの会費 8月徴収(神社費、消防費同時徴収)</p> <p>(2) 市からの報奨金</p> <p>(3) 市からの事業補助金</p>	<p>(経費)</p> <p>第8条 本会の運営経費は次のとおりとする。</p> <p>(1) 各世帯より本会費の徴収 第1班から第6班 8月徴収(神社費、消防費同時徴収) 第7班から第11班 各月徴収</p> <p>(2) 市よりの報奨金</p> <p>(3) 市よりの事業補助金</p>
<p>(役員)</p> <p>第5条 本会には次の役員を置く。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 役員は各班班長及び農家組合長の兼務とする(任期1ケ年)。なお、兼務できない場合は、班内及び農家組合内の協議にて選出する。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(運営)</p> <p>第7条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は本会を代表して運営及び本会を統括する。</p> <p>(2) 副会長は会長を補佐し、事故等ある時はこれを代行する。</p> <p>(3) 会計は会計及び庶務を担当し処理する</p>	<p>(役員)</p> <p>第10条 本会には次の役員を置く。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 役員は各班班長の兼務とする(任期1ケ年)。なお、兼務できない場合は、班内協議にて選出する。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(運営)</p> <p>第7条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は本会を代表して運営他本会を統括する。</p> <p>(2) 副会長は会長を補佐し、事故等ある時はこれを代行する。</p> <p>(3) 会計は会計他庶務を担当処理する。</p>

<p>(4) 会長は、役員による役員会を以って企画、立案し、事業の推進及び支所業務の伝達など円滑な運営にあたる。</p> <p>(5) 役員会には地域の民生委員児童委員等の専門的な助言者に参加を求めることができる。</p> <p>(6) 会長の交代においては、運営に支障を来すことのないよう、事務引継書により会長業務の引継ぎを行う。</p>	<p>(4) 会長は役員会を以って企画、立案し、事業の推進他支所業務の伝達など円滑な運営にあたる。</p>
--	---